

### 第3章 第17代総選挙過程と選挙結果の分析

#### 第1節 総選挙の展開過程と特徴

今回の総選挙の展開過程をみると、いろいろな特徴的な現象が見られる。

まず、総選挙の勝敗を分けた争点を見ると、大統領弾劾の影響が大きかった。初めから最後まで弾劾問題が中心であり、その他の争点は事実上なくなった状況であった。いわゆる「弾劾逆風」の強大な影響力は、選挙前に既に予想できた。なぜならば、国会の弾劾案通過前後に実施された各種世論調査で多くの国民が弾劾に反対するとともに、大統領の謝罪を求めているからである。ある調査によれば、回答者の36%は、国会は大統領を弾劾できるが、16代国会はそのような資格がないとし、30%の回答者は、国会は大統領を弾劾できないと主張した。一方、わずか25%の回答者だけが国会は大統領を弾劾できると回答した。また、回答者の64%は、選挙法違反が弾劾の事由にならないと思っており、弾劾に問題があったと思う人が多かった。このような状況から総選挙が、大統領選挙の延長戦のように、盧武鉉大統領に対する賛否対決のようになることは当然であった。

また、今回の総選挙における弾劾争点の浮上は、有権者の候補選択に対する既存の利害に多くの変化をもたらした。

これまでの国会議員選挙を見ると、有権者は候補者を選択する過程で候補者個人の資質に関連した部分を多く考慮するものとして知られてきた。すなわち、15代総選挙の場合、有権者の23%は政党を考慮したが、44%の有権者は人物を優先した。

このような現象は、16代総選挙でも続いた。投票の一週間前に行われた調査によれば、投票する時、候補者の人物と能力を考慮するという回答が61.3%で、所属政党は10.4%に過ぎなかった。このように、韓国の国会議員選挙は、概ね人物対決となるのが一般的である。

しかし、17代総選挙の様相は異なった。公式選挙運動が始まって以後は、選挙戦当初から人物対決の様相が強化される様子が見られたが、以前の選挙に比べ全般的に候補者関連の争点が有権者に多くの影響を与えなかった。すなわち、有権者が支持候補を選定する基準に人物と能力を挙げる場合が46.2%に留まる一方、所属政党を考慮するという回答は21%に及び、前回の総選挙に比べ倍以上増加した。

選挙後の調査でもこのような現象が確認できた。候補者の所属政党を考慮した有権者が人物要素を考慮した有権者より多いことが判明し、「候補者の政党が気に入ったので投票した」とする回答が34%で、人物で選択したという回答は27%に過ぎなかった。

結論的には、過去の例と比較すると、投票に際し所属政党を考慮した割合が増え、相対的に候補者個人に関する要因の影響力が弱まった原因は、何よりも国会の大統領弾劾訴追に求めることができる。弾劾という政治的争点が候補者関連争点とその他の政策的争点を圧倒する様相が、今回の総選挙で支配的だったということである。総選挙以後行われた調査でも有権者の人物中心の候補選択に大きな変化があり、その代わり弾劾という政治的争点が強大な影響力を示したことが明らかになった。

一方、弾劾争点の浮上は、政党体系の改編とも関連している。湖南と嶺南を2つの軸と

した地域主義の影響力が顕在する中で、弾劾に対する有権者の評価意見が加わり、ウリ対ハンナラの両党構造をつくった。例を挙げると、今回の総選挙で圧勝したウリ党を支持する人の 95.1%が弾劾に反対している事が調査結果として示された。一方、ハンナラ党支持者の大多数（64%）は弾劾を支持した。これは、国会議員選挙に影響を与える変数を長期的変数と短期的変数、地域の変数と全国の変数に分けて考えるとき、今回の選挙の場合、「短期的変数」で「全国の変数」であった弾劾が選挙結果を分ける決定的な変数であり、政党体系の改編にまで繋がったと言える。

弾劾という全国的イシューとともに、候補者個々人を選挙過程で疎外させたもう一つの要因としては、有権者の感性を刺激するイベントやリーダーシップを挙げることができる。ある政党の代表は、涙の演説をし、また他の政党の選挙対策委員長は「108 拝、3 歩 1 拝」をして有権者の心の琴線に触れた。

主な政党の代表又は選挙対策委員長が、女性で占められたことは、有権者の関心を引くためのイベントのように感じられ、有権者の感性に訴える手段でもあった。このような現象は、事実、過渡期的で不可避だと言うこともできる。三金政治に象徴される民主化 1 期の政治リーダーシップは、公薦と政治資金を独占した一部の政治家によるカリスマ的リーダーシップの時代であった。政治家は、カリスマ的政治指導者の後光に力を得て、政治的支持を訴えることができた。しかし、三金が去った民主化 2 期は、カリスマを持った政治指導者がこれ以上存在できない状況であった。このような状況で有権者に近づく方法は、イベントと感性に依存することであった。これは、短期的現象と見なければならぬ。もちろん、選挙のたびに各種イベントと感性的選挙運動が存在し、その影響も相当なものである。しかし、カリスマ的政治リーダーシップの時代から新しい姿の政治リーダーシップを模索する過程で短期的にその影響力が必要以上に浮上したものが、イベントと感性の政治だったと言える。したがって、これからは政策と理念中心の双方向政治リーダーシップが重要になるとともに、このような傾向はかなり緩和されるものと予想される。

これまで言及したことは、総選挙の過程の内容に関連したものであるが、今回の総選挙は制度的側面からも大きな変化をもたらした。まず、ボトムアップ式公薦は、2002 年の地方選挙から一部行われ、同年の大統領候補選出のため、主な政党で行われた経緯がある。しかし、今回の総選挙の場合、実際には広くは実施されなかった。ウリ党が最も多い 84 地域で競選方式により候補者を選出したが、これは全地域区候補者（243）の 34.6%に過ぎない。ハンナラ党の場合は、さらに少なく、全 218 名の公薦者のうち、15 名のみが競選を通じて選出された。ボトムアップ式公薦をしても、中央党の影響力が未だ強力に現れたことも事実である。しかし、今回はボトムアップ式公薦方式が本格的に導入された選挙としての意味を持つものと見なければならぬ。カリスマ的政治リーダーシップがなくなり、ボトムアップ式公薦方式が少しずつ拡大することによって、国会議員の個人的自律性が強まることが期待される。

他の制度的特徴は、3 月の政治関係法改正で新しい選挙運動方式が導入されたという点である。最も目立った変化は、過去の金権選挙の典型として知られた候補者合同演説会と政党演説会を廃止し、TV とインターネットを通じた選挙運動を活性化させたことである。

選挙法違反行為に対する処罰を強化して、供応や金品の提供を受けた有権者も処罰したことにより、以前に比べ、選挙資金がかなり少なくなった。有権者の公明選挙に対する肯定的評価が近年最高の 85.1%で、これは前回の選挙に比べ 40.2 ポイントも高い数字である。

改正政治関係法の影響で公式選挙運動期間のうち、金品と供応提供の疑いで選挙管理委員会の告発又は捜査依頼措置が行われた件数は、16 代総選挙の 25%に過ぎなかった。

しかし、政界進出の非公正性を克服しようと導入された「予備候補者」制度は、選挙法の成立が遅れたことにより、これといった成果を発揮することができなかった。選挙の規則を定める政治関係法改正作業は、できれば選挙開始日程期間前に終えていなければならないということである。

最後に挙げることのできる今回の総選挙の制度的特徴は、1 人 2 票制の導入である。1 人 2 票制政党名簿式比例代表制は、これまでのように地域区候補者に投票したことをもって政党に対する投票とみなし、比例代表全国区議員を配分することは違憲であるという判決に基づき行われた制度変更により導入された制度である。有権者が、一票は地域区の候補に、もう一票は政党に投票する 1 人 2 票制の最大の受益者は民主労働党であった。民主労働党は、地域区の場合、4.3%の得票で 2 名の当選者を出したが、政党投票の場合、地域区の得票の 3 倍近い 13%を得票して 8 名の当選者を出した。これは、有権者が死票防止心理から、地域区選挙では、競争力のある候補のうちの 1 人を選択し、残り 1 票の比例代表選挙では自分が支持する政党に投票した結果である。このような理由から有権者の 33%について、支持政党と候補者の属する政党が異なる現象が生じたりもした。

1 人 2 票制の政治的結果については、今後より深層的研究が必要である。なぜなら、この制度の導入が、韓国の政党政治が今後大きく変化する契機をもたらしたからである。

## 第 2 節 総選挙の結果概観と分析

### 1 与野大と単占政府の構成

＜表 5＞17 代国会議員選挙結果 [得票と議席の関係]

| 政党名   | 地域区 |       |       | 比例代表 |       |       |
|-------|-----|-------|-------|------|-------|-------|
|       | 議席  | 得票率   | 議席比率  | 議席   | 得票率   | 議席比率  |
| ウリ    | 129 | 41.9% | 53.1% | 23   | 38.3% | 41.1% |
| ハンナラ  | 100 | 37.9% | 41.2% | 21   | 35.8% | 37.5% |
| 民主労働  | 2   | 4.3%  | 0.8%  | 8    | 13.0% | 14.3% |
| 新千年民主 | 5   | 7.96% | 2.1%  | 4    | 7.1%  | 7.1%  |
| 自由民主  | 4   | 2.67% | 1.65% | 0    | 2.8%  | 0     |

(注) 全議席は 299 席 (地域区 243+全国区 56) ; 国民統合 21 の 1 名と無所属 2 名を除外

上の表 1 は、今回の総選挙の結果を議席数と得票率を基準に区分したものである。今回の選挙結果を見ると、まず、1987 年に手続的民主主義が回復された後、初めて選挙により

与野小の単占政府（ユニファイド・ガバメント）が登場した。これまでの4回の総選挙結果を見ると、与野大の分占政府（ディバイディド・ガバメント）だったが、政界改編を通じ（1990年の3党合併）、あるいは連合（2000年の金大中・金鍾泌協定）を通じて、人為的に選挙結果を変更した。しかし、今回の選挙は、17年目にして初めて執権与党が国会内過半数(152議席)を占めた。

これまでの韓国の国会議員選挙の結果を見ると、概ね多党制的傾向があった。このような現象は、単純多数代表制（注1）＋小選挙区制度を採択した結果として現れる理論的期待とは異なる。すなわち、この選挙制度下では2大政党制的傾向を帯びることが一般的である。

（注1）小選挙区制（1区1人制）を前提に重複投票を認めず、有効投票の多数を獲得したものを当選者として決定する方法。主として、イギリス、アメリカ、韓国で行われている。

しかし、韓国の場合、多党制的傾向が現れたのは、次に述べるように、地域主義的投票性向のためである。政党に対する政治的支持が地域的に集中された状況で一定地域を独占するか、あるいは支配的地位にある政党が、全国的支持なしに中央政治の舞台でそれなりの役割を果たすことができたからである。典型的な例として、1988年の総選挙の結果を挙げることができる。当時、大邱・慶北の民政党、釜山・慶南の民主党、湖南の平民党、大田・忠清の共和党は、それぞれ自分の地域を事実上独占した後に首都圏で競争する様相を見せた。地域主義の政党がいくつか存在する場合、単純多数代表制＋小選挙区制であっても多党制的傾向が現れる。

＜表6＞ 17代国会議員選挙結果〔圏域別議席〕

| 政党<br>地域 | 配 定<br>議席数 | ウリ | ハンナラ | 民主労働 | 民主 | 自民連 | その他 |
|----------|------------|----|------|------|----|-----|-----|
| ソウル      | 48         | 32 | 16   |      |    |     |     |
| 仁川       | 12         | 9  | 3    |      |    |     |     |
| 京畿       | 49         | 35 | 14   |      |    |     |     |
| 江原       | 8          | 2  | 6    |      |    |     |     |
| 大田       | 6          | 6  |      |      |    |     |     |
| 忠北       | 8          | 8  |      |      |    |     |     |
| 忠南       | 10         | 5  | 1    |      |    | 4   |     |
| 光州       | 7          | 7  |      |      |    |     |     |
| 全北       | 11         | 11 |      |      |    |     |     |
| 全南       | 13         | 7  |      |      | 5  |     | 1 * |
| 大邱       | 12         |    | 12   |      |    |     |     |
| 慶北       | 15         |    | 14   |      |    |     | 1 * |
| 釜山       | 18         | 1  | 17   |      |    |     |     |
| 蔚山       | 6          | 1  | 3    | 1    |    |     | 1 * |
| 慶南       | 17         | 2  | 14   | 1    |    |     |     |
| 済州       | 3          | 3  |      |      |    |     |     |

（注）全南と慶北は無所属当選者、蔚山は国民統合 21 当選者

しかし、第 17 代総選挙の結果は、2 大政党制をもたらした。全 299 議席のうち、ウリ党とハンナラ党の議席を合わせると 91.3%を占めている。これは両党の得票率からも確認できる。両党の地域区得票率は 79.8%、政党得票率は 74.1%に達する。両党は、それぞれその合計得票率に比べ、相対的に高い議席占有率を見せた。これは、選挙制度の特性に起因するものである。巨大政党の場合は、過大代表される傾向が現れ、一方、小政党の場合は、過小代表される傾向が強い。例を挙げると、ウリ党の場合、地域区で 41.9%の得票率で全地域区の議席の 53.1%を占めた。ハンナラ党も 37.9%の得票率で 41.2%の地域区議席を占めた。他方、残りの政党は得票率に比べ相対的に低い議席占有率を見せた。例を挙げると、民主党の場合は、7.9%の地域区得票率があったものの実際の議席では 2.1%しか得られなかった。全体的に見ると、選挙制度上、得票率と議席率にゆがみ関係が見られ、小政党に相対的に多くの不利益をもたらした。

地域区で現れた以上のようなゆがみ現象を緩和させようと、今回の総選挙に初めて導入されたものが、1 人 2 票制の政党投票である。社会構成員の政治的選好の総合化が可能な、ゆがみのない議席配分へと転換させるための制度である。表 5 で投票率と議席占有率の関係をみると、全体的に比例代表のほうが地域区に比べその格差が相対的に小さく現れている。具体的に民主労働党の場合は、地域区では不利益があったが、比例代表

の場合は、相対的に利益を得た。巨大政党は、地域区の場合よりは少ないが、それでも得票率に比べ相対的に高い議席占有率を得ている。しかしながら、全体的には政党投票を通じて、ゆがみ現象が緩和される傾向が現れたことが確認できる。したがって、全国区比例議員の比重を今後、拡大させ、地域区と1対1もしくは少なくとも2対1にしなければならないという見解もある。

＜表7＞ 17代国会議員選挙結果〔圏域別地域区得票率〕 (%)

| 地域\政党 | ウリ    | ハンナラ | 民主労働 | 民主   | 自民連  |
|-------|-------|------|------|------|------|
| 全国    | 41.9  | 37.9 | 4.3  | 7.9  | 2.6  |
| ソウル   | 42.8  | 41.3 | 3.4  | 9.8  | 0.7  |
| 仁川    | 44.75 | 38.9 | 7.4  | 5.2  | 0.6  |
| 京畿    | 45.7  | 40.7 | 4.1  | 6.7  | 0.7  |
| 江原    | 38.8  | 43.3 | 4.2  | 6.4  | 0.2  |
| 大田    | 45.8  | 22.4 | 1.5  | 3.3  | 22.1 |
| 忠北    | 50.5  | 32.6 | 3.3  | 1.0  | 9.2  |
| 忠南    | 38.9  | 15.8 | 2.2  | 3.6  | 33.7 |
| 光州    | 54.0  | 0.1  | 5.6  | 36.4 | 0.4  |
| 全北    | 64.6  | 0.1  | 4.6  | 18.7 | 0.1  |
| 全南    | 46.9  | 0.8  | 2.6  | 38.4 | 0.6  |
| 大邱    | 26.7  | 62.4 | 2.5  | 1.8  | 0.5  |
| 慶北    | 25.8  | 54.6 | 3.4  | 0.4  | 0.6  |
| 釜山    | 38.9  | 52.5 | 2.9  | 0.8  | 0.3  |
| 蔚山    | 28.1  | 36.3 | 18.0 | 0.65 | 0.8  |
| 慶南    | 34.4  | 47.7 | 8.4  | 0.6  | 0.6  |
| 済州    | 49.4  | 40.2 | 3.4  | 3.8  | 0.6  |

主要政党の地域主義的傾向は、今回の総選挙でも続いた。表6に見られるように、与西野東の現象がそれである。ウリ党は、大田・忠清地域の議席24のうち19議席、湖南地域（全羅南北道、光州）の議席31のうち25議席を得た。一方、ハンナラ党の場合、嶺南地域（慶尚南北道、大邱、釜山、蔚山）の68のうち60議席を占めたが、これは地域区でハンナラ党が得た議席の60%に該当する。

このようにウリ党とハンナラ党は、それぞれ自分の基盤地域で事実上議席を独占する現象を見せた。表7と表8は、圏域別に分けた主要政党の得票率を表している。ウリ党とハンナラ党は、湖南・忠清と嶺南でそれぞれ支配的な地位を占めた。他の小政党の場合にも事情は同じである。例を挙げると、民主党の場合、伝統的支持基盤であった湖南から地域区5議席全てを得ており、政党得票率も相対的に高い。自民連の場合も地域区で得た4議席は全て忠南で、政党得票率も最も高かった。結局、地域主義的政党体系がまだ存在しているということを意味する。

しかし、ウリ党の議席過半数獲得が可能であったのは、首都圏（ソウル、仁川、京畿）での善戦が大きく影響している。忠清地域でも善戦したが、嶺南と湖南の議席数の差（60 対 25）を勘案すれば、圏域別最大議席（109 議席／45%）がかかる首都圏が総選挙の勝敗を分けることになる。具体的に見ると、ウリ党は、首都圏の 109 議席のうち、76 議席を席卷し、70%の占有率を見せた。特にソウル（32／48 議席）と京畿（35／49 議席）の圧勝が決定的だった。これはこれまで言及してきたように、首都圏の場合、弾劾という争点が強力に作用したものと見られる。大都市居住の若い層の投票参加意欲を刺激し、彼らの選択に影響を与えたと言える。

＜表 8＞17 代国会議員選挙結果〔圏域別比例代表（政党投票）得票率〕（%）

| 地域\政党 | ウリ   | ハンナラ | 民主労働 | 民主   | 自民連  |
|-------|------|------|------|------|------|
| 全国    | 38.3 | 35.8 | 13.0 | 7.1  | 2.8  |
| ソウル   | 37.7 | 36.7 | 12.6 | 8.4  | 2.8  |
| 仁川    | 39.5 | 34.6 | 15.3 | 5.4  | 0.8  |
| 京畿    | 40.2 | 35.4 | 13.5 | 6.1  | 2.0  |
| 江原    | 38.1 | 40.6 | 12.8 | 3.5  | 1.3  |
| 大田    | 43.8 | 24.3 | 11.8 | 3.1  | 14.5 |
| 忠北    | 44.7 | 30.3 | 13.1 | 2.2  | 6.3  |
| 忠南    | 38.0 | 21.1 | 10.5 | 2.8  | 23.8 |
| 光州    | 51.6 | 1.8  | 13.1 | 31.1 | 0.8  |
| 全北    | 67.3 | 3.4  | 11.1 | 13.6 | 1.0  |
| 全南    | 46.7 | 2.9  | 11.2 | 33.8 | 1.0  |
| 大邱    | 22.3 | 62.1 | 11.6 | 1.1  | 0.8  |
| 慶北    | 23.0 | 58.3 | 12.0 | 1.4  | 1.2  |
| 釜山    | 33.7 | 49.4 | 12.0 | 1.9  | 0.7  |
| 蔚山    | 31.2 | 36.4 | 21.9 | 1.5  | 0.8  |
| 慶南    | 31.7 | 47.3 | 15.8 | 1.4  | 0.8  |
| 済州    | 46.0 | 30.8 | 14.1 | 5.1  | 1.1  |

## 2 政治的世代交代と民主化 2 期の出発

今回の総選挙が持つ最大の意味は、民主化 2 期の始まりという点であり、これは政界の世代交代を通じて具体化された。表 9 をみると、総選挙の世代交代現象をはっきりと見て取ることができる。60 代以上の元老級世代は、全議員の 32.6%から 16.4%と退陣し、40 代以下の世代が全議員の 28.6%から 43.1%に増加した。特に 40 代は最大の増加を、60 代以上は最大の減少を見せた。主な政党の指導部が全て 50 歳前後の世代に交替した。事実、このような現象は、50 代以下が 70%を占める有権者の世代交代による当然の帰結と見ることができる。

＜表 9＞ 17 代国会議員選挙結果[年齢別区分]

| 世代\国会  | 2000 年総選挙   | 2004 年総選挙   | 差(ポイント)    |
|--------|-------------|-------------|------------|
| 30 代   | 13 (4.8%)   | 24 (8.0%)   | +3.2 ポイント  |
| 40 代   | 65 (23.8%)  | 105 (35.1%) | +11.3 ポイント |
| 50 代   | 106 (38.8%) | 121 (40.5%) | +1.7 ポイント  |
| 60 代以上 | 89 (32.6%)  | 49 (16.4%)  | -16.2 ポイント |
| 合計     | 273(100%)   | 299 (100%)  |            |

出典：文化日報 2004 年 4 月 16 日

今回の総選挙がもたらした政治的世代交代現象は、政治リーダーシップのスタイルの変化をももたらした。これまでの 17 年間の民主化 1 期は、「三金政治」に代表される時期だった。この時期の政治が公薦権と政治資金を独占したカリスマ的政治リーダーシップにより行われたというとすれば、第 17 代国会は、新しい形態の政治リーダーシップを必要としたといえる。また、2002 年の大統領選を通じ、「三金政治」以後の初めての大統領を選出したというとすれば、今回の総選挙を通じ、韓国の政治過程を導く新しい政治リーダーシップを完成させたといえる。今後現れる政治リーダーシップは、以前のカリスマ的政治リーダーシップよりは政策と理念的指向性を土台にした政治リーダーシップとなると予想される。

＜表 10＞ 17 代国会議員選挙結果[当選回数別区分]

| 世代\国会 | 2000 年総選挙   | 2004 年総選挙   | 差(ポイント)    |
|-------|-------------|-------------|------------|
| 初当選   | 111 (40.7%) | 188 (62.9%) | +22.2 ポイント |
| 再選    | 81 (29.7%)  | 52 (17.4%)  | -12.3 ポイント |
| 3 選   | 35 (12.8%)  | 42 (14.0%)  | +1.2 ポイント  |
| 4 選以上 | 46 (16.8%)  | 17 (5.7%)   | -11.1 ポイント |
| 合計    | 273(100%)   | 299 (100%)  |            |

出典：文化日報 2004 年 4 月 16 日

第 17 代国会の世代交代現象は、当然、当選者の当選回数分布にも見られる。韓国における過去の選挙結果を見ると、概ね半数近い初当選議員比率を示してきた。しかし、今回の総選挙の場合、この比率がより増大した。2000 年の総選挙で 40.7%に過ぎなかった初当選議員の比率が 62.9%に達し、全議員 299 名のうち、188 名が初当選であった。他方、4 回以上当選の中堅クラスの議員は 16 代総選挙の 16.8%から 5.7%へと大幅に減少した。また、一人 2 票制の導入と女性参加の拡大要求により、初めて 39 名という多数の女性議員が誕生し、全議員の 13%を占めた。2000 年の総選挙の場合、女性議員 16 名、5.9%に過ぎなかったことを考えると、このことも大きな変化と言える。特に、全国区比例代表議員として 29 名の当選者を出したほか、地域区においても 10 名の当選者を出したことは、注目すべきことである。制度的環境改善と国民的な意識の変化により、女性の政治参加は、引き続き拡大するものと見られる。

政界の世代交代現象と政治的勢力交替現象も今回の総選挙に現れた。民主労働党の議会進出がまさにそれである。もちろん国会内 10 議席の小政党であるが、これまで市民社会に厳然と存在していながら、政治的に代表となれなかった革新勢力が今や正式に進出したのである。1960 年に 7 名の社会大衆党所属の国会議員が誕生して以来、44 年ぶりのことである。政界が、「革新一保守の鼎立構造」を持つに至ったともいえ、このことは、韓国の政党政治が、今後、理念と政策的相違によって、新しく再編する契機を備えたものと評価できる。

前述のとおり、民主労働党の善戦は、1 人 2 票制の制度の恩恵である。10 議席のうち、8 議席は比例代表で得たからである。民主労働党の支持には、既存の政界に対する反発、警告の意味がある。それなりに階級性を帯びた民主労働党に対する支持が全国的に平均し、いわゆる所得の高い地域(例：ソウル・江南区)でも全国的な支持度と似た様相を帯びた。したがって、民主労働党の役割如何では、民主労働党に対する支持は、大きな変化を見せるであろうと予想される。また、民主労働党の機能により、韓国の政党政治は、もう一度再編の契機を与えられるという見解もある。

### 3 投票率の増加

<表 11> 世代別投票率の変化 (%)

|        | 2000 年総選挙 | 2004 年総選挙 |
|--------|-----------|-----------|
| 全体の投票率 | 57.2      | 60.6      |
| 20 代   | 36.8      | 44.7      |
| 30 代   | 50.6      | 56.5      |
| 40 代   | 66.8      | 66.0      |
| 50 代   | 77.2      | 74.8      |
| 60 代以上 | 75.2      | 71.5      |

出典：選挙管理委員会

今回の総選挙がもたらしたもう一つの変化は、低下し続けてきた投票率をある程度上昇させたことである。民主化以後に行われた 4 回の総選挙を見ると、連続して投票率が低下している。1988 年の 75.8%、1992 年の 71.9%、1996 年の 63.9%、2000 年には過去最低の 57.2%を記録した。

今回の総選挙の投票率も、当初の予想は 50%前後と見込まれていたが、結果的には 60.6%を記録し、16 代総選挙に比べ 3.4 ポイント上昇した。

このように予想に反し、投票率が上昇した理由は、何よりも弾劾という全国的な争点の浮上が有権者の政治的関心を集め、これが結局投票率の増加として現れたものとみられる。特に、これまで政治的無関心で一貫してきた 20～30 代の若い層が以前に比べ多く投票に参加したことが決定的であった。一方、高い投票率を見せてきた中高齢世代の投票参加は低かった。表 11 は、世代別投票参加の状況である。20～30 代の投票率が増加し、その他の中高齢世代は投票率が低下したことが分かる。

投票率を上昇させた理由は、圏域別投票率の状況で推論することができる。これまで韓国の場合、大都市の場合は投票率が相対的に低い一方、農村地域の場合は投票率が高かった。これは、結局、年齢と投票参加の相関性にまでつながり、年齢が高ければ高いほど投票参加の可能性が相対的に高く、若ければ若いほど投票参加の可能性が低いと理解されている。しかし、今回の総選挙の場合は異なる様相を見せた。表 12 に、圏域別投票率の状況を見ることができる。具体的には、ソウル、釜山、蔚山の大都市が全国平均以上の投票率を見せ、光州の投票率も全国平均にかなり近い。これは、これまでの投票参加に関する説明と矛盾するものである。大都市地域の投票率が高まったことは、相対的に大都市地域に多く居住しているということのできる若い層の投票参加が拡大したことにその理由を求めることができる。

＜表 12＞ 地域別投票率の比較

| (%) |      |     |      |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| ソウル | 60.9 | 光 州 | 60.2 | 江 原 | 59.4 | 全 南 | 63.4 |
| 釜 山 | 61.7 | 大 田 | 58.7 | 忠 北 | 58.2 | 慶 北 | 61.3 |
| 大 邱 | 58.9 | 蔚 山 | 62.0 | 忠 南 | 55.7 | 慶 南 | 62.3 |
| 仁 川 | 57.1 | 京 畿 | 58.0 | 全 北 | 61.0 | 済 州 | 61.3 |
|     |      |     |      |     |      | 全 国 | 60.6 |

#### 4 新しい分裂構造の登場と政党政治の変化

これまで韓国の選挙政治過程を支配してきた最も強力な分裂構造は、地域主義であった。候補者と政党の政治的支持を説明する唯一の変数が地域主義であった。これは、政治的支持が地域的に集中した現象で、地域主義政党体系につながった。有権者の政治的選択が集まり、ある姿で現れるものが政党体系ということができればなら、韓国の有権者と政党の関連は地域主義で説明できた。しかし、地域主義の影響力は、時間が経つにつれて変化し、その強度も変わってきた。同時に、地域主義の緩和により、これに代わり新たな分裂構造が浮上した。

例を挙げると、世代と理念がそれである。世代により支持する政党の傾向が比較的顕著に食い違っている。また、理念的指向により政党支持傾向が異なって現れている。通常、理念的指向と世代は、相関する様相を見せることもある。すなわち、若い世代であればあるほど、進歩的である可能性が高く、一方、中高年齢層であればあるほど、保守的な傾向を帯びる。韓国の場合、進歩的な若い層が相対的にウリ党に近い傾向を見せ、保守的な中高年齢層が比較的ハンナラ党に投票する傾向がある。今回の総選挙の場合、世代により、国会の大統領弾劾に対する評価が異なって現れた。すなわち、若い世代であるほど、国会の大統領弾劾を誤った行為であるとする傾向が強く、中高年齢層であるほど、正しい行為であると受け止めたのである。これは、世代による政治的認識の差が大きいことを意味する。

＜表 13＞ 年齢代別政党支持度

(%)

| 世代\政党 | ウリ党  | ハンナラ党 | 民主労働党 |
|-------|------|-------|-------|
| 20－24 | 44.4 | 23.2  | 21.4  |
| 25－29 | 47.7 | 16.8  | 27.3  |
| 30－34 | 48.1 | 12.7  | 28.0  |
| 35－39 | 45.3 | 36.6  | 21.2  |
| 40－44 | 41.6 | 21.5  | 18.6  |
| 45－49 | 36.2 | 32.0  | 14.9  |
| 50－54 | 40.9 | 36.9  | 8.2   |
| 60－   | 37.8 | 37.5  | 5.2   |

出典：ハンギョレ新聞、メディアリサーチ合同調査(2004.4.16)

表 13 から表 15 は、選挙直後にマスコミ各社により調査された世代別政党支持度である。調査機関により、異なる状況を見せているが、概ね世代により異なる政党支持をしている傾向を見ることができる。若い世代が相対的にウリ党または民主労働党を支持し、中高年齢層がハンナラ党を支持する傾向である。

＜表 14＞ 年齢代別政党支持度

(%)

| 世代\政党 | ウリ党  | ハンナラ党 |
|-------|------|-------|
| 20－24 | 41.3 | 38.9  |
| 25－29 | 47.9 | 26.2  |
| 30－34 | 53.9 | 24.2  |
| 35－39 | 51.4 | 28.2  |
| 40－44 | 44.3 | 36.4  |
| 45－49 | 41.2 | 37.6  |
| 50－54 | 40.2 | 38.3  |
| 55－59 | 39.0 | 38.6  |
| 60－64 | 35.5 | 44.1  |
| 65 以上 | 29.2 | 54.9  |

出典：朝鮮日報 2004.4.22

＜表 15＞ 年齢代別政党支持度 (%)

| 世代\政党  | ウリ党  | ハンナラ党 |
|--------|------|-------|
| 20 代   | 73.5 | 16.2  |
| 30 代   | 68.6 | 20.1  |
| 40 代   | 63.2 | 25.8  |
| 50 代   | 46.2 | 41.5  |
| 60 代以上 | 39.6 | 44.6  |

出典：韓国日報 2004.4.21

選挙結果を検討してみると、各政党の地域主義的依存度は相変わらず存在している。

今回も特定地域を特定政党が独占する傾向が現れたが、地域主義の強度が以前の選挙に比べ相対的に低かった。例を挙げると、嶺南地域でハンナラ党が支配的地位を占めた中で、ウリ党が4議席を得て、政党得票率や地域区投票でそれなりに善戦した。また、忠清地域のウリ党支持が過去のような盲目的地域主義とは異なり、行政首都移転政策等一定の利益に基づいた合理的次元の地域主義に変貌したとする主張も相次いだ。

## おわりに

2004 年 4 月 15 日に行われた第 17 代国会議員総選挙は、韓国の政治の躍動性を見せつける事例であった。総選挙の結果は、 Uri 党の勝利、ハンナラ党の善戦、民主労働党の大躍進、民主党と自民連の没落と要約できる。これまでの選挙結果とは大きく異なる結果は、手続的民主主義（プロセデュラル・デモクラシー）が回復した 1987 年以後、5 回目の国会議員選挙である第 17 代総選挙がそれなりの歴史的意味を持っていることを意味する。

まず、4.15 総選挙を通じて韓国の政治は、三金政治に代表される民主化第 1 期を終え、第 2 期に進んだ。また、17 年ぶりに初めて選挙という正常な方法により、与野小の国会が誕生した。Uri 党は、国会内第 3 党の地位から過半数を占める第 1 党に急浮上する成果を上げ、民主化以後初めて、単占政権(ユニファイド・ガバメント)の国政運営が可能となった。

また、今回の総選挙は、政治界の世代交代をもたらした。299 名の国会議員のうち、62.9% の 188 名が初当選であり、50 代以下の戦後世代が 43%に達した。今回の総選挙を通じて政治的世代交代が完成したものと見られる。

また、政治的勢力交替が行われた選挙でもあった。民主労働党が 10 議席を獲得し、これまで市民社会に厳然と存在していたにも関わらず、代表となっていなかった勢力が国会に進出したということも大きな変化であった。

資料編

第 17 代国会議員選挙事務日程（2004 年 4 月 15 日実施）

| 日 程            | 実施事項                                    | 基準日                    | 根拠法令                                   |
|----------------|-----------------------------------------|------------------------|----------------------------------------|
| ～ 2.15         | 立候補予定の公務員等の辞職<br>（現職の国会議員が立候補する場合を除く。）  | 選挙日の 60 日前             | 法 53①②<br>附則 9                         |
| ～ 3.14         | 選挙費用制限額等公告                              |                        | 法 122                                  |
| 3.14～<br>3.31  | 選挙人名簿作成                                 | 選挙日の 19 日前か<br>ら 5 日以内 | 法 37<br>規 10                           |
|                | 不在者申告<br>不在者申告人名簿                       |                        | 法 38<br>規 11                           |
| 3.31～<br>4. 1  | 候補者登録申請<br>（午前 9 時～午後 5 時）              | 選挙日の 15 日前か<br>ら 2 日間  | 法 49 条<br>規 20                         |
| ～ 4. 4         | 選挙用ポスター、選挙広報、不<br>在者用小冊子提出              | 候補者登録締切日後<br>3 日まで     | 法 64②、65②、<br>66⑥<br>規 29④、30④、<br>31③ |
| ～ 4. 6         | 選挙用ポスター掲示                               | 提出締切日後 2 日ま<br>で       | 法 64②<br>規 29②⑤                        |
|                | 不在者投票用紙発送（選挙広<br>報、小冊子、候補者情報公開資<br>料同封） | 選挙日の 9 日前まで            | 法 49⑬、65②、<br>6⑥、154①⑤<br>規 77         |
| ～ 4. 7         | 不在者投票立会人選定・申告                           | 選挙日の 8 日前まで            | 法 162②                                 |
|                | 世帯用小冊子提出                                | 候補者登録締切日後<br>6 日まで     | 法 66⑥<br>規 31③                         |
|                | 選挙広報発送                                  | 選挙広報提出締切日<br>後 3 日まで   | 法 65②                                  |
| 4. 8           | 選挙人名簿確定                                 | 選挙日 7 日前               | 法 44                                   |
| 4. 9 ～<br>4.10 | 不在者投票<br>（午前 10 時～午後 4 時）               | 選挙日 6 日前から 2<br>日間     | 法 148①、155<br>②、158                    |
| ～ 4.10         | 投票案内文発送<br>（小冊子、候補者情報公開資料<br>同封）        | 選挙人名簿確定日後<br>2 日まで     | 法 49⑬、153①<br>②<br>規 76                |
| 4.15           | 投票<br>開票                                | 選挙日                    | 法 10<br>法 11                           |

|        |                                |             |                                                 |
|--------|--------------------------------|-------------|-------------------------------------------------|
| ～ 5.15 | 選挙訴訟提起                         | 選挙日後 30 日以内 | 法 222①                                          |
|        | 選挙費用収入・支出報告書提出<br>(地域区国会議員選挙)  | 選挙日後 30 日まで | 法 128、132①②<br>規 56                             |
| ～ 5.25 | 選挙費用収入・支出報告書提出<br>(比例代表国会議員選挙) | 選挙日後 40 日まで | 法 128、132①②<br>規 56                             |
| ～ 6.14 | 選挙費用補填                         | 選挙日後 60 日まで | 法 122 の 2 ①、<br>135 の 2<br>規 51 の 3 ②<br>59 の 2 |

(注) 法：公職選挙及び選挙不正防止法  
規：公職選挙管理規則

## 参考文献

2004 年版 選挙法 (丁炳旭編/博英社/2004 年 5 月)  
 韓国政党政治変動 (崔漢秀/世明書館/1999 年 10 月)  
 韓国政党政治史 (沈之淵/百山書堂/2004 年 11 月)  
 韓国国会論 (金ヒョウンウ編)/乙酉文化社/2001 年 9 月)  
 選挙と市民参加、そして民主市民教育 (2004 春季学術セミナー資料/  
 韓国民主市民教育学会)  
 投票者らは候補者をどのように選択するか (キム・ジョンリム/議政研究  
 第 1 号/1997 年)

## 参考ホームページ

韓国中央選挙管理委員会 <http://www.nec.go.kr>  
 韓国国会 <http://www.assembly.go.kr>  
 ハンナラ党 <http://www.hannara.or.kr>  
 ヨルリン・ウリ党 <http://www.eparty.or.kr>  
 朝鮮日報 <http://chosun.com>  
 東亜日報 <http://www.donga.com>  
 中央日報 <http://www.join.com>  
 韓国日報 <http://news.hankooki.com>  
 メディアリサーチ <http://www.mediaaresearch.co.kr>  
 連合ニュース <http://www.youhapnews.co.kr>

## 【 執筆者 】

嚴泰浩調査チーム長

所長補佐 上 杉 裕 之 (2003 年 4 月～2006 年 3 月ソウル事務所勤務)